

2018年度 事業計画

I. 年間主題 「第二段階としての40年間の使命の構築」

開園祭テーマ 「新たな段階としての40年の導きを覚えて」

II. 施設運営の基本方針

1. 「在宅支援プロジェクト」の継続

- ・在宅支援棟関連事業も「重症者ホームひさやま」の運営も途上にあることの認識。
- ・在宅支援センターの整備と深化：利用者個々人と総利用件数の推定～必要人員の確保。

2. 法制度と久山療育園重症児者医療療育センターの医療福祉

- ・「障害者総合支援法」「児童福祉法」：障害支援区分の認定（3年ごとに再認定）。
→療養介護サービス費の推移、障害福祉サービスの動向の注視。
- ・「医療法」：九州厚生局「集団的個別指導」を受けて。
 - ①診療録・傷病名：診療録：診療の記録であると同時に診療報酬請求の根拠の明確化。
 - ②基本診療料：「入院診療計画」「院内感染防止対策」「医療安全管理」「褥創防止対策」「栄養管理」を実施して入院管理料の適正化。
 - ③投薬・注射：医薬品・医療機器等は承認事項の順守。

3. 社会福祉法 改正への対応と検証

- ①施設運営のガバナンス（統治性）の確立・強化と地域連携：
- ②資産の創立理念にかなう活用：公益性、福祉事業への再投下、地域福祉への貢献、人財育成。
- ③事務管理部門の整備と「在宅支援三本柱」を担う地域療育部の拡大深化。
- ④ライン（組織構成）とスタッフ（委員会組織など）における園内の事業の円滑なる分担協力。

4. 利用者（重症児者+家族）の必要の吟味

(1) 「療育病院」であること：久山療育園の「医療療育」、「児者一貫」。

- ①“移行期医療”→小児科医と内科医等との連携。
- ②利用者の年長化・高度化への対応：1) 合併症と外科的処置～地域医療連携、2) 骨折防止 等

(2) 「在宅支援三本柱」の推進

- ①重症心身障害児（者）通所事業：成人（生活介護事業）＋児童（児童発達支援）
- ②短期入所事業：在宅を支える要として相談支援員～看護部・診療部との連携。
- ③訪問事業：訪問リハビリテーション。

(3) 重症心身障害児者の家族と共なるコミュニティ形成の可能性

- ①久山療育園重症児者医療療育センターを核とした福祉計画。
- ②「重症者ホーム」に続く「要介護家族ホーム」構想。

5. 「在宅支援と地域連携基本方針（案）」から

- ・地域にとってなくてはならない重症心身障害施設であるために。
- ・「在宅支援三本柱」の重視：地域福祉や地域連携の調整。

6. 更なる役割の確認と地域への展開

- ・地域連携：「福岡県地域医療連携」に果たす役割と調整。
- ・「重症心身障害児（者）を守る会」との協働。